

東京都 平成29年度 青少年の性被害等の防止対策 講演会のご案内

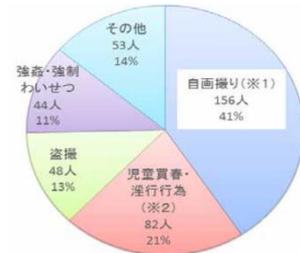
＜児童ポルノ製造手段（警察庁 平成27年度）＞

インターネットを介した児童ポルノ被害の増加や性犯罪の温床となるJKビジネスの出現・

最近では、知らない人と気軽にコミュニケーションをとることができるSNS等の普及もあり、大人の知らないところで子供たちが被害に巻き込まれてしまうことが増えています。

被害に遭わないための周りの大人が子供たちを見守ることはもちろん、子供たち自身が当事者意識を持ち、問題を理解し、身を守る必要があります。

東京都では、こうしたトラブル事案対策に精通している専門講師を学校等に派遣し講演を行う事業を実施しています。



※1 「自撮り」形態は、だましたり、脅したりして児童に自分の裸体を撮影させた上、メール等で送らせる形態をいう。

※2 「淫行条例」は青少年育成条例違反をいう。

正確な知識



今日から身に付けられる具体的な防犯策



軽い気持ちで送ったメールや画像で一生後悔…

そんな思いをしないうちに身に付けられます！

講演会概要

＜対象＞ 小・中・高等学校の児童・生徒・保護者・教職員、青少年行政関係者、地域の方々

＜場所＞ 学校の教室や体育館、区市民ホールや地区センターの会議室など

＜講演内容＞

① ネット等のトラブル事例の紹介

- ・ 青少年のネット等の使用実態や児童ポルノ法、JKビジネスの問題等の概略について
- ・ 具体的なトラブル事例（知らない人に画像を送ってしまった、SNS等を通じて知り合った人から「会いたい」と言われて困っている等）について

② 被害に遭わないための防犯策等の説明

- ・ 家庭や学校でできるインターネット利用の「ルール」作り等の防犯策の紹介
- ・ トラブルが起きた場合の相談機関等の利用方法について

※保護者、教職員、青少年行政機関関係者等を対象にした講演会では、上記の内容に加えて現代の青少年を取り巻くネット・ケータイの最新情報やフィルタリングの設定方法などについて具体的に説明します。

＜講演時間＞ 1時間～1時間半程度（時間については必要に応じて調整可）

＜経費＞ 無料

＜期間＞ 平成30年3月末まで（年末年始を除く土日祝日実施可）

＜ご活用シーン＞ セーフティ教室、青少年行政関係者用講座
保護者会（入学前の新入生保護者説明会含む）、
青少年地区委員等の研修会、地区センターの自主開催など
（10名以上で実施可）

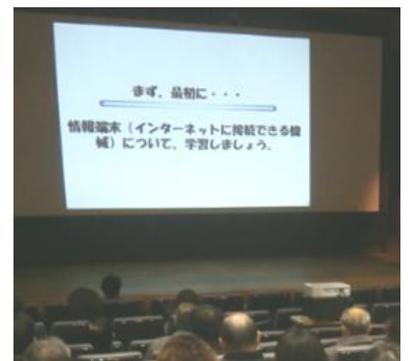
＜申込期限＞ 開催ご希望日の1ヶ月前までにお申し込み下さい。

（ご希望の日まで期間がない場合は申込み先にご相談ください）

＜その他＞ 講演会の内容については、聴講者にあわせて若干の調整は可能です。

講演内容や講演タイトルは申込者に要望に応じて変更が可能です。

申込み時に御相談ください



申込み先 東京都 青少年の性被害防止対策講演会事務局

電話 03-4531-9460

FAX 03-4531-9470

（月～金 午前9時～午後5時まで【祝日・年末年始は除く】）

（別紙申込書をご利用ください）

事業全般に関する問合せ先 03-5388-3186（東京都庁青少年・治安対策本部青少年課健全育成担当）